ハ　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為（警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）第二条に規定するものをいう。）を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

ホ　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ヘ　精神機能の障害により法第百三十一条の二の三第二項の規定による指示を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（法第百三十一条の二の三第三項の国土交通省令で定める措置）

第二百三十五条の四の五　法第百三十一条の二の三第三項の国土交通省令で定める措置は、同項に規定する職員の身分を示す証明書を提示することとする。ただし、事態が急迫している場合その他この措置によることができない場合には、口頭その他の方法により同項に規定する職員の身分を明らかにすることができることとし、当該証明書を提示することができるようになつたときは、速やかに、これを提示することとする。　（新設）

（法第百三十一条の二の三第三項に規定する身分を示す証明書の様式）

第二百三十五条の四の六　法第百三十一条の二の三第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、第二十九号の四様式によるものとする。　（新設）

第二節　保安検査等

（危険物等所持制限区域の指定の協議の申出）

第二百三十五条の四の七　法第百三十一条の二の五第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）（これらの規定を法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。　（新設）

一　危険物等所持制限区域の管理者の名称

二　指定又は変更の予定期日

三　指定又は変更の理由

四　その他国土交通大臣が必要と認める事項

２　前項の協議書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　危険物等所持制限区域の位置を示す図面

二　関係者の意見の要旨を記載した書面

（危険物等所持制限区域内及び航空機内への持込みを制限することが必要な物件）

第二百三十五条の四の八　法第百三十一条の二の五第四項本文（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるもの（保安検査を行う者が国土交通大臣が定める方法により、保安上支障がないと確認したものを除く。）とする。　（新設）

一　第百九十四条第一項第一号及び第十号に掲げる物件

二　前号に掲げる物件以外の物件であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　他の旅客を拘束するために使用されるおそれのある物件

ロ　組み立てることにより凶器となるおそれのある物件

ハ　前号並びにイ及びロに掲げる物件の模造品

ニ　人が吸入し、皮膚に接触し、又は体内に摂取した場合に、その身体又は精神の機能を一時的又は持続的に著しく害する性質を有する物質及びこれを噴出するための器具

ホ　引火又は発火しやすい物質及びその物質が流出し、又は飛散した場合にこれを燃焼させるための発火装置又は点火装置